

(案)
役務契約書（単価契約）

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 業務名 | 令和 8 年度山形森林管理署官用自動車点検等業務 |
| 2 | 業務場所 | 山形森林管理署外 |
| 3 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 4 | 履行期間 | 自：令和 年 月 日
至：令和 年 月 日 |
| 5 | 請負金額 | 金 円

(うち自動車重量税 円)

(うち自賠償保険料 円)

(うち消費税及び地方消費税相当額 円) |
| 6 | 契約保証金 | 免除 |

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 8 月 3 日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形県寒河江市元町一丁目17-2
分任支出負担行為担当官
山形森林管理署長 山口 孝 印

受注者

印

別紙

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙2「自動車点検整備等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）契約相手方は、山形森林管理署庁舎より車両を引き取り、一覧表に定める点検・検査等を実施の上、山形森林管理署庁舎に返還するものとする。

（2）一覧表及び内訳書における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、API規格（ガソリン車についてはSG品質を、ディーゼル車についてはCF-4品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は1台当たり5リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

- (1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。
- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。

※請求書の宛先は「官署支出官 東北森林管理局長」とする。

- (2) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

No.	登録番号	メーカー	車種	型 式	車台番号	取得年度	自動車重量税	自賠責保険料	車検 および 点検	車検 満了日	自賠責 保険 満了日	実施 予定 時期	継続点検 基本点検 技術料	エンジン、下 廻り、スチー ム洗浄	下廻り防 錆塗装	保安検査 確認	継続検査 代行	車内及び外 回り洗浄	エンジンオ イル交換 (※)	定期点検 基本点検 技術料	備考
1	山形300や838	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-078555	H29	自家用 乗用 車両重量 2.0トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	車検	R8. 12. 17	R9. 1. 15	10月下旬	○	○	○	○	○	○	○		署
2	山形300ね3177	スバル	フォレスター	DBA-SH5	SH5-024059	H20	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R9. 11. 10	R9. 11. 17	10月中						○	○	○	上山
3	山形501て8138	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000284	H24	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R9. 11. 15	R9. 12. 13	10月中						○	○	○	延沢
4	山形300ゆ3153	ホンダ	V E Z E L	DBA-RU2	RU2-1302236	H30	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R9. 11. 8	R9. 12. 7	10月中						○	○	○	中村
5	山形300ゆ3152	ホンダ	V E Z E L	DBA-RU2	RU2-1302253	H30	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R9. 11. 10	R9. 12. 7	10月中						○	○	○	署
6	山形300ゆ3760	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-586308	H30	自家用 乗用 車両重量 2.0トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R9. 11. 29	R9. 12. 22	11月中						○	○	○	署
7	山形480た4576	ニッサン	クリッパー	5BD-DR17V	DR17V-573380	R3	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	点検	R9. 11. 23	R9. 12. 24	11月中						○	○	○	署
8	宮城480ふ9350	スズキ	エブリィ	5BD-DA17V	DA17V-959077	R7	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	点検	R9. 12. 9	R10. 1. 10	11月中						○	○	○	村山
9	山形501つ3365	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-0009093	H23	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	車検	R9. 2. 19	R8. 3. 17	12月中旬	○	○	○	○	○	○	○		署
10	山形300む7296	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530693	H27	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	車検	R9. 2. 18	R9. 3. 15	12月中旬	○	○	○	○	○	○	○		署
11	山形301せ4940	スバル	X V	5AA-GTE	GTE-053039	R3	自家用 乗用 車両重量 2.0トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	車検	R9. 2. 23	R9. 3. 24	1月上旬	○	○	○	○	○	○	○		署
12	山形480え6616	スバル	サンバートラック	EBD-TT2	TT2-439275	H20	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 2. 25	R9. 3. 16	1月上旬	○	○	○	○	○	○	○		署
13	山形580ね386	マツダ	スクラムワゴン	ABA-DG64W	DG64W-402981	H25	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 3. 4	R9. 3. 5	1月上旬	○	○	○	○	○	○	○		延沢
14	山形580け3433	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	H58A-0719532	H19	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 3. 6	R9. 4. 7	1月上旬	○	○	○	○	○	○	○		署
15	山形580け3432	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	H58A-0719562	H19	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 3. 7	R9. 4. 7	1月上旬	○	○	○	○	○	○	○		山形
16	山形580け3711	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	TW2-029108	H19	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 3. 11	R9. 4. 5	1月中旬	○	○	○	○	○	○	○		山形
17	山形580け3714	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	TW2-029121	H19	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 3. 11	R9. 4. 5	1月中旬	○	○	○	○	○	○	○		中村
18	山形300は7785	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	SHJ-003485	H22	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R10. 1. 19	R10. 1. 27	1月中						○	○	○	幸生
19	山形300は7786	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	SHJ-003505	H22	自家用 乗用 車両重量 1.5トンまで	自家用 乗用 本土24ヶ月	点検	R10. 1. 19	R10. 2. 7	1月中						○	○	○	山形
20	山形580け3687	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	TW2-029123	H19	自家用 軽自動車	軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	車検	R9. 4. 2	R9. 4. 5	2月上旬	○	○	○	○	○	○	○		幸生

件名 (項目)				数量 (a)	単位	単価 (税抜) (b)	金額 (a)×(b)
自動車重量税	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで (2年) ※13年未満		2	台	32,800	65,600
		車両重量1.5トンまで (2年) ※13年経過		1	台	34,200	34,200
		車両重量1.5トンまで (2年) ※13年未満		1	台	24,600	24,600
	軽自動車 (自家用)	軽自動車 (2年) ※13年経過		7	台	8,200	57,400
(A) 自動車重量税計				11	台		181,800
自賠責保険料	乗用自動車 (自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月		4	台	18,560	74,240
	軽自動車 (自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月		7	台	18,660	130,620
(B) 自動車損害賠償責任保険料計				11	台		204,860
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで	2	台		
			車両重量1.5トンまで	2	台		
		軽自動車 (自家用)	軽自動車	7	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで	2	台		
			車両重量1.5トンまで	2	台		
		軽自動車 (自家用)	軽自動車	7	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで	2	台		
			車両重量1.5トンまで	2	台		
		軽自動車 (自家用)	軽自動車	7	台		
	車内及び外回り清掃			11	台		
	保安検査確認	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで	2	台		
			車両重量1.5トンまで	2	台		
		軽自動車 (自家用)	軽自動車	7	台		
	継続検査代行	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで	2	台		
			車両重量1.5トンまで	2	台		
		軽自動車 (自家用)	軽自動車	7	台		
エンジンオイル交換	対象11台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)		55	ℓ			
(C) 継続点検 (車検) 計				11	台		
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用自動車 (自家用)	車両重量2.0トンまで	1	台		
			車両重量1.5トンまで	6	台		
		軽自動車 (自家用)	軽自動車	2	台		
	車内及び外回り清掃			9	台		
	エンジンオイル交換	対象9台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)		45	ℓ		
(D) 定期点検 (12ヶ月点検) 計				9	台		
(E) 作業料金計 (C) + (D)							
(F) 非課税分 (A) + (B)							386,660
(G) 消費税 (E) * 10%							
(H) 合計 (E) + (F) + (G)							